



小規模企業共済の平成26年度 付加共済金の支給率について

平成26年3月
中小企業庁

小規模企業共済制度の平成26年度「付加共済金の支給率」の決定について

1. 付加共済金について

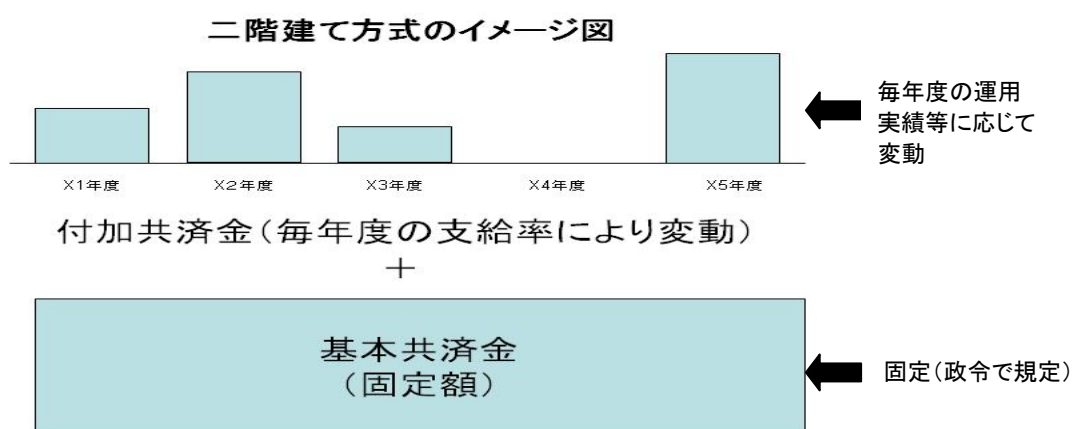
小規模企業共済制度は、昭和40年の創設以来、予定利率「6.6%」を維持していたが、運用環境の悪化等のため、平成8年4月に「4.0%」に引き下げた。

その際、支給する共済金の額については、「掛金納付月数に応じて固定的に定め支給する方式」から、「固定額の「基本共済金（予定利率に対応）」に「付加共済金（各事業年度末の収支状況に応じて変動）」を加えた金額を支給する、いわゆる「二階建て方式」に変更された。

【参考①】 予定利率の変遷

平成12年4月に 4.0%→2.5%

平成16年4月に 2.5%→1.0%（法律事項→政令事項）



「付加共済金」は、小規模企業共済法第9条第5項及び同法施行規則第10条の2に基づき、各年度ごとに決定される「支給率」を基に算定され、脱退時に基本共済金と合わせて支給される。

また、「支給率」は、当該年度の前年度末までに、運用収入の見込額等を勘案して、経済産業大臣が中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることとなっている。

2. 平成26年度の支給率について

法令の規定に基づき、平成26年度の支給率を算定したところ、「0」となる。
なお、「付加共済金」については、平成8年度に導入以降、支給実績はない。

【参考②】支給率の基準となる率の計算

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{付加共済金に充てるべき額【▲2,237億円 = 0円】} \\ \text{(施行規則第10条の2第1項)} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{仮定共済金等の発生見込総額【7兆4,259億円】} \\ \text{(施行規則第10条の2第2項)} \end{array} \right]}$$

平成26年度「付加共済金の支給率」の算定根拠

1. 支給率の算定方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\boxed{\text{分子}} \text{ 付加共済金原資}}{\boxed{\text{分母}} \text{ 仮定共済金等の発生見込総額}}$$

①付加共済金原資（付加共済金に充てるべき額）： $\boxed{\text{分子}}$

付加共済金原資は、以下のイからロとハの合計額を控除しニを加えたもの。

イ 当該年度の運用収益・掛金等収入

ロ 当該年度の共済金等の支払に充てる額

ハ 当該年度において、次年度以降の共済金等の支払に充てるため前年度末の責任準備金に積み増す額

ニ 前年度末の剰余金（欠損金の場合はマイナス）

②仮定共済金等の発生見込総額： $\boxed{\text{分母}}$

仮定共済金等（※1）の発生見込総額は、当該年度の仮定共済金等の額に脱退事由別の将来発生割合を乗じたものの合計。

※1 仮定共済金等：すべての共済契約者が基準月（※2）において脱退したと仮定した場合の基本共済金等の額。

※2 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月＋12月の整数倍」となる月。

(2) 支給率の決定

当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案する。

2. 平成26年度に係る支給率の算定

平成26年度の支給率の基準となる率について（具体的算定）

（1）付加共済金原資の算定：分子

平成26年度における付加共済金原資の額は、下記のイから、ロとハの合計額を控除し、ニを加えた額により算出される。

イ	26年度の運用収入・掛金等収入	6,583億円
一口	26年度の共済金等の支払に充てる額	6,978億円
一ハ	26年度末以降の共済金等の支払に充てるため、 25年度末の責任準備金に積み増す額	▲600億円
十二	25年度末の剰余金	▲2,441億円
		▲2,237億円

●平成26年度の付加共済金原資の額（▲2,237億円）⇒ 0・・・①

（2）仮定共済金等の発生見込総額の算定：分母

平成26年度の仮定共済金等の発生見込総額は、平成26年度の仮定共済金等の額に脱退事由別の将来発生割合を乗じたものの合計。

●平成26年度の仮定共済金等の発生見込総額⇒ 7兆4,259億円・・・②

（3）支給率の基準となる率の算定

上記（1）及び（2）から、平成26年度の支給率の基準となる率は、

$$\left(\begin{array}{c} 26年度の \\ 支給率の \\ 基準となる率 \end{array} \right) = \frac{\left(\begin{array}{c} 付加共済金 \\ 原資の額 \end{array} \right) \text{ ----- } 0 \text{ 円} \cdots \text{①}}{\left(\begin{array}{c} 仮定共済金等の \\ 発生見込総額 \end{array} \right) \text{ ----- } 7 \text{ 兆 } 4, 259 \text{ 億円} \cdots \text{②}}$$

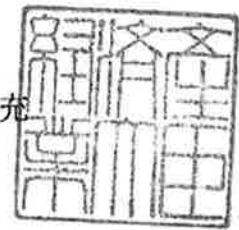
よって、平成26年度の支給率の基準となる率 = 0

経済産業省

20140131中第3号
平成26年2月17日

中小企業政策審議会
会長 岡村 正 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



中小企業政策審議会に対する諮問について

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令（平成15年政令第308号）第7条の規定に基づき、平成26年度
に係る支給率について、意見を求めます。

小規模企業共済 付加共済金関連条文

○小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）（抄）

（共済金）

第九条 共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が六月以上のときは、機構は、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する。

一 事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散）があつたとき（第七条第四項第一号及び第二号に掲げるときを除く。）。)

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十月以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

2 機構が支給すべき共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円ごとに順次区分した場合における各区分（以下「掛金区分」という。）に応ずる区分共済金額の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからハまでに定める金額の合計額

イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める金額

ロ 基準月（その掛金区分に係る掛金納付月数が三十六月又は三十六月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる各月をいう。以下同じ。）に第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる金額（以下「仮定共済金額」という。）に、それぞれ当該基準月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た金額の合計額

ハ イに定める金額に、第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額を上回ること。
- 二 第一項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上であること。

5 第三項第二号ロ及びハの支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額（同号ロの仮定解約手当金額をいう。）の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）（抄）

（支給率に係る特例）

第七条 十年法共済契約、七年法共済契約、旧第一種共済契約又は旧第二種共済契約が締結されている間は、新法第九条第三項第二号ロ及びハの支給率は、同条第五項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は新法第十二条第四項第二号ロに定める金額その他経済産業省令で定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額その他経済産業省令で定める金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

○中小企業政策審議会令（平成二十六年一月十七日）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所掌事務
中小企業経営支援分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進、その経営基盤の強化並びに経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に関する重要事項を調査審議すること（中小企業分野等調整分科会の所掌に属するものを除く。）。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、<u>小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十七条第三項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十条第四項、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>
中小企業分野等調整分科会	一 中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二の二第四項及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、経済産業大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議決は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

○中小企業政策審議会運営規程（平成二十五年七月十九日）（抄）

(答申書等)

第六条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書又は建議書を作成するものとする。

(分科会の議決)

第七条 分科会長は、会長の同意を得て、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。